

令和7年度4月入園等を申請する際の提出書類について

- ① 旧書式の就労証明書等で記載してしまった場合
旧書式でも対応します。

- ② 求職活動中（起業準備を含む）の方
求職活動申立書（起業の場合、事業計画書等も添付）を提出してください。

- ③ 申請時に育児休業中または産休中の方
令和7年5月1日までに復職できる場合に『就労』を理由として、4月入園の申請ができます。就労証明書に加えて『育休（産休）後復職誓約書』が必要です。
「保育施設等利用に係る育児休業関係申請書（復職証明）」は、復職日以降に提出する書類です。

- ④ 申請時に妊娠中の方
受入月齢は保育施設によって異なりますので確認してください。産休明け（生後57日以上）から受入可能な保育施設を希望する場合、令和7年2月3日までに分娩予定であれば申請できます。利用申込書（A3 白）、給付認定書申請書（A3 ピンク）の申込児童氏名欄は空欄とし生年月日欄に鉛筆で分娩予定日を記入してください。

●認定申請書

支給認定をお持ちの方も、新年度4月入園用に改めて提出をしてください。

●事由証明書類

途中入園申請などで **R6/8/1 以降発行の事由証明書類（原本）を市に提出済の場合、R7.4 月入園の事由証明書類は写しの添付でも可能です。**

※就労内定中の就労証明書を提出済みの方は、就労を開始後に改めて証明日が就労開始日以降の就労証明書を提出することで入園審査の指数が上がる場合があります。

※既に事由証明書（原本）を提出済の場合でも、改めて原本または写しが必要。

申請パターン	2. 認定申請書	4. 就労証明書などの 事由証明書類
R6年度4月～10月の入園申請をしており、保留中の場合	必要 R7年4月分の申請で必要	4月入園の申請：原本必要 またはR6/8/1以降発行の証明書の写し可
11月途中入園と4月入園を同時申請する場合	必要 R6年11月分とR7年4月分の申請で、それぞれ必要	4月入園の申請：原本添付 11月入園の申請：写し可
(4月入園申請後) 12月～3月の途中入園の申請予定の場合	必要 R7年4月分と途中入園申請分の申請で、それぞれ必要	4月入園の申請：原本添付 途中入園の申請：直近の原本 またはR6/8/1以降発行の証明書の写し可
在園者で、R7年度4月入園申請予定の場合	省略可 ※支給認定証の写しを添付	
在園者で、12月～3月の途中入園申請予定の場合	省略可 ※支給認定証の写しを添付	
きょうだい同時に申請をする場合	各々必要	原本必要 原本は弟妹に、 写しは兄姉に添付
新2・3号認定(認可外保育施設や幼稚園の預かり保育の無償化)を持っている場合	必要	原本必要 またはR6/8/1以降発行の証明書の写し可

※一度市役所へ提出された書類は返却できません。

書類の写しをお持ちでない場合は改めて原本の提出が必要です。